

市第7号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（
平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第114条」の次に「・第115条」を加える。

第84条第4項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「第1項各号に掲げる施設又は場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

第114条を第115条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第114条 児童福祉施設においては、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚

によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第38条第4号中「場合」の次に「又は乳幼児の保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

)により行うことができる。

(横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」の次に「・第94条」を加える。

第93条を第94条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第93条 指定障害児通所支援事業者等は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第14条第1項（第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、第18条（第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)

により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等は、交付、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

- 第4条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第59条」の次に「・第60条」を加える。

第59条を第60条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

- 第59条 指定障害児入所施設等は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条（第58条において準用

する場合を含む。)、第15条第1項(第58条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。

- 2 指定障害児入所施設等は、交付、説明、同意その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。))のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第84条第4項ただし書の改正規定及び第2条中横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第38条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の

市第7号

基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

目次

(第1章から第14章まで省略)

第15章 雑則 (第114条・第115条)

(附則省略)

(職員)

第84条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、
第1項本文に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければなら
ない。ただし、第1項各号に掲げる施設又は場合に
応じ、それぞれ児童40人以下を通わせる施設
にあっては栄養士を、当該各号に定める職員
を置かないこと調理業務の全部を委託する施設
にあっては調理員ができる。

(第5項から第9項まで省略)

(電磁的記録)

第114条 児童福祉施設においては、記録、作成その他これらに類
する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄
本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によっ
て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい
う。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているも
の又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係
る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ
ては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計

算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第 115 条 (本文省略)
第 114 条

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

目次

(第1章から第5章まで省略)

第6章 雑則 (第50条・第51条)

(附則省略)

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) 母子家庭等 (母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 第6条第5項の母子家庭等をいう。) の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 又は乳幼児の保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合 への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育事業として行われる保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(第5号省略)

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第51条 （本文省略）
第50条

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

目次

（第1章から第7章まで省略）

第8章 雑則（第93条・第94条）

（附則省略）

（電磁的記録等）

第93条 指定障害児通所支援事業者等は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚に

よって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第14条第1項（第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、第18条（第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等は、交付、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第94条 （本文省略）
第93条

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

目次

(第1章から第4章まで省略)

第5章 雑則 (第59条・第60条)

(附則省略)

(電磁的記録等)

第59条 指定障害児入所施設等は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条（第58条において準用する場合を含む。）、第15条第1項（第58条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等は、交付、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子

市第7号

的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができ
ない方法をいう。) によることができる。

(委任)

第60条 (本文省略)
第59条